

報告第 54 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 5 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第41号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年2月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について

時間外勤務手当及び特殊勤務手当の未払い分の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定する。

1 相手方

(1) 住所 埼玉県さいたま市

(2) 氏名

2 事案の概要

職員に対し、未払いの時間外勤務手当(既支払い分)と特殊勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの

(1) 時間外勤務手当

支払い完了日：令和6年2月21日

支 払 内 容 : 令和5年4月勤務分(令和5年5月支給分)から
令和5年10月勤務分(令和5年11月支給分)まで

(2) 特殊勤務手当

支払い完了日: 令和6年12月26日

支 払 内 容 : 令和3年1月勤務分(令和3年2月支給分)から
令和6年3月勤務分(令和6年4月支給分)まで

3 損害賠償額

時間外勤務手当該当分 金5,658円

特殊勤務手当該当分 金1,497円